

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		高額介護合算療養費の支給		
根拠法令及び条項		国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第57条の3第1項		
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	<p>保険者は、1年間の被保険者の療養に要した費用と介護サービス利用に要した費用の合計が、世帯の基準額を超えて著しく高額であるときは、世帯主に対し、高額介護合算療養費を支給する。</p>		
	設定年月日	平成20年4月1日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1～3日程度(注:休日は含まない。)		
	内 訳	<p>                     経由機関 日(機関名 )                      協議機関 日(機関名 )                      処分機関 1～3日                 </p>		
	設定年月日	平成20年4月1日	最終変更年月日	
備 考				